

花火大会のあり方を考える会

提言書（案）

令和6年 月

目次

はじめに	3
留意事項	4
委員名簿等	5
1 考える会の開催等経過	6
2 意見聴取	8
3 議論の経過	13
4 仮に花火大会が開催されるとした場合に必要な項目や対策等の策定	16
5 提言内容一覧	17
6 提言内容	19

はじめに

「花火大会のあり方を考える会」（以下、「考える会」という。）は、地域活性化や安心安全な花火大会のあり方について協議を行い、その結果を市長に報告するための機関として、福知山市により、令和5年8月に設置された。

「考える会」を構成する委員は、雑踏警備等の安全対策、法律の専門家や実施団体の責任体制等の専門知識を有する者をはじめ、地域振興等に取り組む団体の代表者9名である。

福知山市では、平成25年に開催された「第72回ドッコイセ福知山花火大会」で発生した事故以降、現場となった由良川河川敷等において、大規模な花火大会は開催されていないが、事故以降の10年間で3つの団体が8回の花火打ち揚げを実施するなど、花火打ち揚げによる地域活性化等に一定の関心や期待が存在していたことがうかがえる。

また、令和4年8月に由良川河川敷においてシークレットの形で花火を打ち揚げた団体が、花火大会の再開・実施について、約3,000人が前向きであるとのアンケート結果を示したほか、令和5年3月には、花火大会への福知山市の後援に関する請願書を市議会に提出した。

そのような状況の中で、「考える会」は、花火大会の開催を前提とせず、まずは市民や被害者の方々の御意見を踏まえ、「花火大会のあり方を議論することについて理解が得られているか」という、共通コンセンサスの確認から検討を始めることとした。

まず市民アンケートや被害者等へのヒアリングなどを福知山市と共同で実施し、結果を踏まえて議論を行った。花火大会に対して市民の約9割が前向きな姿勢であること、花火大会の開催に対して被害者等から一定の理解が得られていることから、花火大会のあり方を議論することについて、おおむね理解が得られていると判断した。

ただし、市民や被害者等からは、安心安全な開催のために、雑踏や露店等に対する必要な対策を講じたうえで開催されるのであれば賛成という意見が多かったことから、仮に花火大会を開催するとすれば、どのような形であるべきかということについて、協議を行った。

その結果をとりまとめ、本提言書のとおり提言する。

※「考える会」で協議を行った「花火大会」とは、次の条件での実施を指すものである。

開催時期：夏季

開催場所：由良川（音無瀬橋）河畔

令和6年3月 日
花火大会のあり方を考える会

留 意 事 項

開催時期を「夏季」、開催場所を「由良川（音無瀬橋）河畔」に限定して協議を行った。「第72回ドッコイセ福知山花火大会」で発生した露天商による事故を踏まえて、敢えてこのような条件を付した。

仮に同じ時期と場所で開催される場合は、二度と同種の事故が発生しないよう、主催者は万全の対策を講じなければならず、開催に関係する者が全て安全対策を順守しなければならない。

また、現地には多数の観客が訪れ、混雑が見込まれることから、必要となる雑踏対策等の各安全対策についても本提言書に盛り込んでいる。

いずれも主催者等が講じるべき対策であるが、本提言書の提言を受けた福知山市は主催者にその履行を求めなければならないことも付言しておく。

本提言書は、地域活性化や安心安全な花火大会のあり方について、市民や被害者の方々の理解が得られるためにはどのような形であるべきかということについて協議を行ったものであり、あくまでも前頁の条件で実施されると仮定した、「花火大会」に対する提言である。

そのため、その他の条件で開催される福知山市内の花火大会や花火の打ち揚げ、イベント、催し等について言及するものではない。

「考える会」の提言内容は、福知山市の公式見解ではなく、また、法令上の権限に基づく直接的、あるいは間接的な強制力をもつものではない。

[委員名簿]

会 長	浦中	千佳央	[京都産業大学法学部教授（社会安全・警察学研究所所員）]
副会長	国松	治一	[弁護士 国松法律事務所]
委 員	水口	学	[福知山公立大学特任教授（地域防災研究センター長）]
委 員	芦田	敦嗣	[一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社福知山地域 本部地域本部長（福知山観光協会会長）]
委 員	足立	聖忠	[一般社団法人福知山青年会議所理事長]
委 員	足立	喜代美	[福知山市子ども・子育て会議委員]
委 員	日下	英明	[福知山市商工会会長]
委 員	塩見	純平	[福知山広小路商店街振興組合理事長]
委 員	谷垣	均	[福知山市自治会長運営委員連絡協議会会長]

[関係機関]

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所
京都府中丹広域振興局
京都府中丹西土木事務所
福知山警察署
福知山消防署

[事務局]

福知山市産業政策部産業観光課

1 考える会の開催等経過

(1) 会議

第1回花火大会のあり方を考える会 [公開]

日時：令和5年9月19日

場所：市民交流プラザふくちやま

第2回花火大会のあり方を考える会 [非公開]

日時：令和5年11月30日

場所：市民交流プラザふくちやま

※現地視察・関係者ヒアリングを非公開で開催

第3回花火大会のあり方を考える会 [公開]

日時：令和5年12月19日

場所：福知山市防災センター

第4回花火大会のあり方を考える会 [公開]

日時：令和6年2月21日

場所：福知山市厚生会館

※同日、近隣の花火大会の開催状況の共有、被害者への配慮等についての意見交換を非公開で実施

第5回花火大会のあり方を考える会 [公開]

日時：令和6年3月20日

場所：市民交流プラザふくちやま

(2) 会議以外の内容

①市民アンケート

実施期間：令和5年10月17日～11月16日

②市ホームページ等での意見募集

実施期間：令和5年10月16日～11月16日

③市民公募委員の募集と選考

募集期間：令和5年10月18日～11月10日 応募者1人、不採用

再募集期間：令和6年1月10日～1月31日 応募者なし

2 意見聴取

「考える会」では、最初に市民や被害者の方々の御意見を踏まえ、花火大会のあり方を議論することについて理解が得られているかを協議し、花火大会への意見を聴取するために、次の4つの方法により、意見の把握を行った。

(1) 市民アンケート

対象者：福知山市在住の16歳以上の男女3,000人

実施期間：令和5年10月17日～11月16日

有効回答数：1,158件

主な調査項目：

- ・花火大会のあり方を議論することについて
- ・花火大会の開催について
- ・花火大会への意見
- ・福知山市もしくは考える会への意見について

無作為抽出を行い、16歳以上の男女3,000人に対してアンケートを実施したところ、1,158件の有効回答があり、有効回答率は38.8%であった。

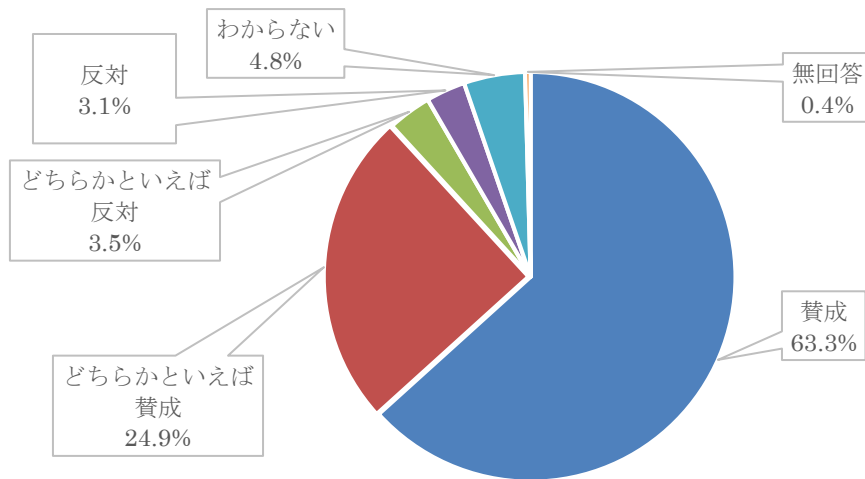
送付数	有効回答	有効回答率
3,000	1,158	38.8%

【表1】市民アンケート

問1「花火大会のあり方を議論することについて、どのようにお考えですか。」に対して、「賛成」が63.3%、「どちらかといえば賛成」が24.9%であり、あわせると88.2%であった。

選択肢	回答数	割合
1 賛成	733	63.3%
2 どちらかといえば賛成	288	24.9%
3 どちらかといえば反対	40	3.5%
4 反対	36	3.1%
5 わからない	56	4.8%
無回答・無効	5	0.4%
合計	1,158	100.0%

【表2】市民アンケート 問1の結果

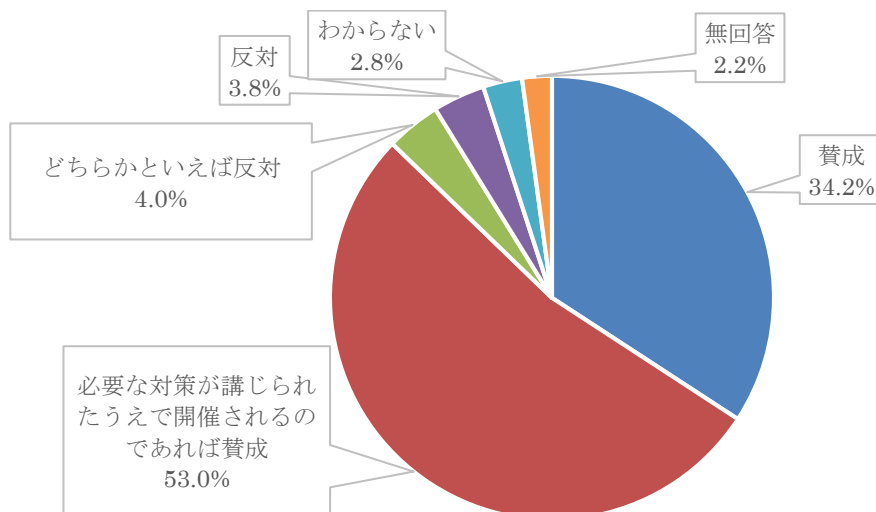


【図1】市民アンケート 問1の結果

また、問2「花火大会の開催について、どのようにお考えですか。」に対して、「賛成」が34.2%、「必要な対策が講じられたうえで開催されるのであれば賛成」が53.0%であり、あわせると87.2%であった。

選択肢	回答数	割合
1 賛成	396	34.2%
2 必要な対策が講じられたうえで開催されるのであれば賛成	614	53.0%
3 どちらかといえば反対	46	4.0%
4 反対	44	3.8%
5 わからない	33	2.8%
無回答・無効	25	2.2%
合計	1,158	100.0%

【表3】市民アンケート 問2の結果



【図2】市民アンケート 問2の結果

(2) 市ホームページ等での意見募集

実施期間：令和5年10月16日～11月16日

募集方法：市ホームページ、産業観光課窓口

意見数：20件（賛成：16件、反対2件、その他2件）

市民アンケートと同時期に実施した市ホームページ等での意見募集に、20件の意見が寄せられた。そのうち花火大会の開催に賛成の意見が16件、反対の意見が2件、その他の意見が2件であった。

(3) 市民公募委員

市民を代表する形で「考える会」の協議に参加いただくことを目的に、市民委員の公募を行った。

募集期間：令和5年10月18日～11月10日

応募数：1人

選考結果：不採用

選考委員会において不採用とした理由

- 応募者は花火の打ち揚げ関係者であり、中立性を要求される市民委員として不相当である。
- 「考える会」では、今後の協議の中で花火大会を開催とした場合の様々な条件等を議論していくため、中立性を確保する必要があり、応募者は利害関係者と言えることから、不採用とする。

また、選考委員会では、「市民委員以外の立場（ヒアリング対象等）で考える会に関わっていただくことを検討してはどうか。」「市民公募委員の再募集を実施してはどうか。」などの意見が出されたため、市民公募委員の再募集を行った。

再募集期間：令和6年1月10日～1月31日

応募数：なし

再募集の結果を受けて

- 応募者がいなかったため、市民公募委員の参加は見送ることとした。
- ただし、1回目の募集の際の応募者は不採用としたが、選考委員会において「市民委員以外の立場（ヒアリング対象等）で考える会に関わっていただくことを検討してはどうか。」との意見があったことを踏まえて、花火の打ち揚げに関する専門知識を有する者であることから、意見を述べていただくことが「考える会」にとって有益と判断した。そのため、本提言書の作成にあたり、市民委員としてではなく、花火の打ち揚げに関する専門知識を有する者という立場で助

言を得た。

(4) 関係者ヒアリング

実施日：令和5年11月30日

対象者：ア 平成25年ドッコイセ福知山花火大会事故の被害者等

対象者	ヒアリング参加	アンケートの回答
43人	なし	21人

【表4】平成25年ドッコイセ福知山花火大会事故の被害者等 ヒアリング結果

平成25年ドッコイセ福知山花火大会事故の被害者等43人にヒアリングの依頼を行ったが、同意をいただいた方はいなかった。ただし、21人からアンケートの回答があった。

質問事項①「福知山の夏の由良川河畔での花火大会の開催について、お気持ちに一番近いものを1つ選んでください。」に対して、「花火大会の開催の是非について議論を始めるのは時期尚早である」の回答数が3.0、「花火大会については、被害を受けた当事者の癒えない苦しみを察して、開催しないでほしい」の回答数が1.0、「雑踏や露店等の対策を講じたうえで、安心安全な花火大会が開催されるのであれば構わない」の回答数が10.0、「事故で受けた痛みとその後の苦しみを思えば、積極的に賛成というわけではないが、反対はしない」の回答数が2.5、「地域の判断で決めてもらって構わないので、これ以上意見を求めないでほしい」の回答数が3.5、無回答が1.0であった。

	選択肢	回答数
1	花火大会の開催の是非について議論を始めるのは時期尚早である	3.0
2	花火大会については、被害を受けた当事者の癒えない苦しみを察して、開催しないでほしい	1.0
3	雑踏や露店等の対策を講じたうえで、安心安全な花火大会が開催されるのであれば構わない	10.0
4	事故で受けた痛みとその後の苦しみを思えば、積極的に賛成というわけではないが、反対はしない	2.5
5	地域の判断で決めてもらって構わないので、これ以上意見を求めないでほしい	3.5
6	その他	0.0
7	無回答	1.0

【表5】被害者アンケート 質問事項①の結果

※選択肢を2つ選んでいる場合は、按分して回答数に反映している。

質問事項②「考える会で議論すべきこと、考える会に知っておいてほしいこと等、その他ご意見等がありましたらご記入ください。」に対して、5つの意見が寄せられた。主な意見として、「他の被害者の皆さんの意見がどうかは分からないが、花火大会を再開していただければと思っている。」や、「花火大会の事故の対応そのものに対してというより、その時の主催者に対する不信感の方が大きい。」「今後安全対策を講じあのような事故が起こらないように全力を尽くしていただけるのであれば示談が済んでいることもあり、開催については関与しない。」という意見があった。

対象者：イ 事故後に由良川河川敷等で花火を打ち揚げた団体

対象者	ヒアリング参加
3 団体	3 団体

【表 6】 事故後に由良川河川敷等で花火を打ち揚げた団体 ヒアリング結果

事故後に由良川河川敷等で花火を打ち揚げた 3 団体にヒアリングの依頼を行ったところ、全ての団体とヒアリングを実施した。

①新春夢花火実行委員会からは、「事故前 11 年間に渡って約 500 発前後を打ち揚げていたが、事故後は、75 発以内で数回打ち揚げた。」「夏に実施したい気持ちはあるが難しいため、冬に違った形でやるというのも良いことだと思ひ、資金集めを頑張っている。規模を一気に大きくしたいわけではなく、毎年ささやかにずっと打ち揚げ続けたい。1 月 2 日は花火が打ち揚がるイメージになればと思う。」などの意見を聞いた。

②福知山 HANABI 実行委員会からは、「令和 4 年 8 月 13 日午後 8 時から由良川河川敷で約 800 発の花火をシークレットで打ち揚げた。令和 4 年度の開催の目的は、アンケート調査によって多くの民意を集めるためのものであり、今後の開催に向けての機運醸成を図るため。」「独自で実施したアンケート調査に 3,177 件の回答があり、98.6%が花火大会をやってほしいとの回答であった。」「福知山市の後援がない状態では道路交通法上の公益性がないとの判断に至るために通行止めの措置ができなく開催の安全性を確保できないと警察の指導があり、通行止めをしない状態とした上で雑踏が起きにくいシークレットで約 10 分間、約 800 発の実施とした。」などの意見を聞いた。

③残る 1 団体についてもヒアリングを実施し、ヒアリング結果の報告を行った第 3 回会議資料への掲載許可を求めたが、諸般の事情により、掲載見送りを要請された。このため、本提言書においても団体名、ヒアリング内容については掲載しないこととする。

3 議論の経過

意見聴取（１）～（４）により、市民や被害者の方々の御意見等を把握したうえで、令和５年１２月１９日に開催した第３回会議において、花火大会のあり方を議論することについて理解が得られているか、ということについて協議を行った。

市民アンケートや被害者等へのヒアリング結果から、花火大会に対して、市民の約９割が前向きな姿勢であること、花火大会の開催に対して、被害者等から一定の理解が得られていることから、次のとおり結論づける。

結論：花火大会のあり方を議論することについて、おおむね理解が得られている

おおむね理解が得られていると判断した理由は次の２つである。

1 花火大会に対して、市民の約９割が前向きな姿勢である

市民アンケートでは、花火大会のあり方を議論することについて、「賛成・どちらかといえば賛成」をあわせると88.2%であった。市民アンケートの集計及び分析を委託した福知山公立大学の調査結果報告書によると、「福知山市の人口に対し、1,158件の有効回答で分析した結果は、許容誤差5%、信頼水準99%を満たす。」とされていることから、実質的に多くの市民から理解を得ていると判断した。

また、花火大会の開催について、「賛成・必要な対策が講じられたうえで開催されるのであれば賛成」をあわせると87.2%であり、多くの市民が花火大会の開催を希望していることもうかがえる。

市民アンケートの問2-1「問2で「1 賛成」、または「2 必要な対策が講じられたうえで開催されるのであれば賛成」を選ばれた方におたずねします。開催に賛成される理由に最も当てはまるものを最大2つぬりつぶしてください。」に対して、下記表7のとおり回答があった。

選択肢	回答数	割合
1 地域経済の活性化	487	48.2%
2 福知山の観光振興	394	39.0%
3 伝統的な地域行事として	523	51.8%
4 家族や友人との思い出づくりのため	357	35.3%
5 その他	25	2.5%
無回答・無効	1	0.1%

(N=1010)

【表7】市民アンケート 問2-1の結果

最も多かった回答が「伝統的な地域行事として」であり、昭和6年から72年の歴史を積み重ねてきた花火大会が地域に根付いていたと読み取ることができる。

その次に多かった回答が「地域経済の活性化」である。「第72回ドッコイセ福知山花火大会」の観客予想人数が約11万人だったことから、市民だけではなく市外からも多くの観客が訪れるイベントであり、市内の事業者にとって、花火大会の開催は経済面で大きな影響があったと推測できる。

2 花火大会の開催に対して、被害者等から一定の理解が得られている

被害者等への対面でのヒアリングは実施できなかったが、43人中21人からアンケートの回答があり、現在の被害者等のお気持ちを知ることができたことは非常に重要であると考えている。

花火大会の開催については、「雑踏や露店等の対策を講じたうえで、安心安全な花火大会が開催されるのであれば構わない」の回答数が10.0、「事故で受けた痛みとその後の苦しみを思えば、積極的に賛成というわけではないが、反対はしない」の回答数が2.5、「地域の判断で決めてもらって構わないので、これ以上意見を求めないでほしい」の回答数が3.5であり、一定の理解が得られていると判断した。

上記の1、2の理由から、花火大会のあり方を議論することについて、おおむね理解が得られているとの結論に至った。

ただし、市民や被害者等からは、安心安全な開催のために、雑踏や露店等に対する必要な対策を講じたうえで開催されるのであれば賛成という意見が多かったことから、仮に花火大会を開催するとすれば、どのような形であるべきかということについて、議論を行う必要がある。

市民アンケートでは、花火大会に対して、市民の約9割が前向きな姿勢であったが、「必要な対策が講じられたうえで開催されるのであれば賛成」が53.0%であることは、重く受け止めなければならない。

また、被害者等のアンケートにおいても、「雑踏や露店等の対策を講じたうえで、安心安全な花火大会が開催されるのであれば賛成」であること、「事故で受けた痛みとその後の苦しみを思えば、積極的に賛成というわけではないが、反対はしない」、「地域の判断で決めてもらって構わないので、これ以上意見を求めないでほしい」というお気持ちの方がいることも事実である。

さらに、「花火大会の開催の是非について議論を始めるのは時期尚早である」の回答数が3.0であったことは、全委員がこの回答を寄せた被害者の方々の意見を重く受け止めた。

こうした経緯を踏まえ、仮に花火大会が開催されるとした場合でも、市民や被害者

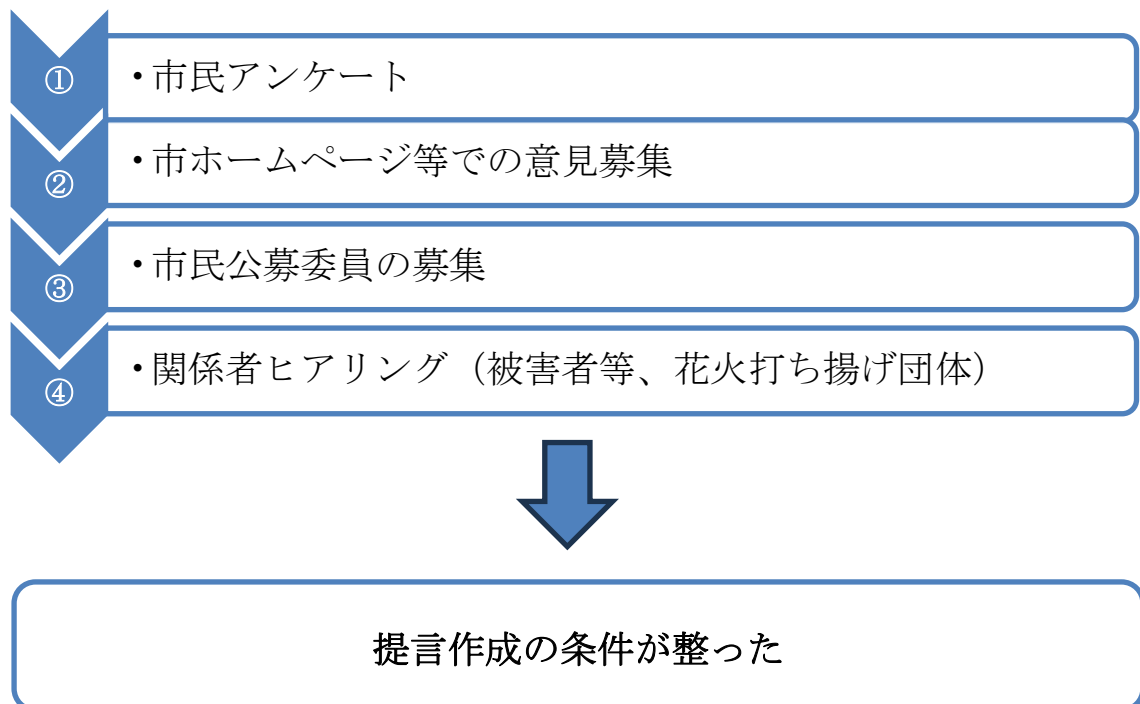
の方々などの理解が得られるためにはどのような形であるべきかということについて、協議を集中的に行う必要があると判断した。

「考える会」は、花火大会を開催するかしないかについて決定を下す機関ではない。しかし由良川(音無瀬橋)河畔において、夏季に花火大会が開催されるとした場合、安全対策や主催者組織はどのようなものであるべきかなど、いくつかの検討項目があり、それぞれに必要な対策があると考えられたため、第3回会議後の令和6年1月12日から19日にかけて、事務局から全委員に対してヒアリングを実施した。

ヒアリングに基づき、令和6年2月21日に開催した第4回会議では、検討項目ごとに必要な対策を議論した。

それぞれの知見や市民アンケート、被害者等のアンケートなどを踏まえて、議論を行うとともに、関係機関それぞれの所見も参考に、仮に花火大会が由良川(音無瀬橋)河畔において、夏季に開催されるとした場合に必要な条件や対策等について総意を得た。

[各方面に対する意見聴取によるコンセンサスの確認]



次ページ以降が、各検討項目についての対策に係る提言である。

4 仮に花火大会が開催されるとした場合に必要な項目や対策等の策定

市民アンケートでは、問 2-2「問 2 で「2 必要な対策が講じられたうえで開催されるのであれば賛成」を選ばれた方におたずねします。必要な対策のうち、特に重要なものを最大 3 つぬりつぶしてください。」に対して、下記表 8 のとおり回答があった。

選択肢	回答数	割合
1 責任体制の確保	402	65.5%
2 適正な規模の設定	62	10.1%
3 雑踏対策	451	73.5%
4 交通対策	155	25.2%
5 救護対策	151	24.6%
6 露店対策	461	75.1%
7 その他	28	4.6%
無回答・無効	6	1.0%
(N=614)		

【表 8】市民アンケート 問 2-2 の結果

事故の原因となったことから、最も多い回答が「露店対策」であった。次いで、不特定多数が訪れるイベントでの雑踏対策が近年大きな社会問題になっていることを受けて、「雑踏対策」という結果となった。以降、「責任体制の確保」、「交通対策」、「救護対策」、「適正な規模の設定」の順となっている。「その他」では、花火大会事故の被害者・家族への配慮、会場全体の整備、会場の混雑への対策等などの意見が挙がった。

また、委員や関係機関との意見交換で、その他検討するべき項目として、「火災対策」、「自然災害等の対策」、「火薬類取締法関係」が挙がった。

その結果、「考える会」として、市民アンケートの 6 項目とその他検討するべき 2 項目のあわせて 8 項目に対して、仮に花火大会が開催されるとした場合に必要な条件や対策等について協議を行った。

	内 容
1	適正な規模の設定
2	露店対策
3	雑踏対策
4	交通対策
5	救護対策
6	火災対策
7	自然災害等の対策
8	責任体制の確保

【表 9】「考える会」で検討した条件や対策等

5 提言内容一覧

[適正な規模の設定]

◆提言 1-1

打ち揚げ発数等の規模は小さく始めて、その都度必ず検証すること。

◆提言 1-2

検証の結果、安心安全に開催できた場合のみ規模を拡大すること。

[露店対策]

◆提言 2-1

当面の間は、露店を出店させるべきではない。

◆提言 2-2

地域経済の活性化のために、将来的に露店を出店させる場合でも、由良川河川敷には、出店させるべきではない。

由良川河川敷以外で露店を出店させる場合は、主催者は、露店対策として必要な対策を講じること。

[雑踏対策]

◆提言 3

事前に危険個所の点検を行い、重点的に安全対策を講じるほか、各関係機関の指導や協力を得て、主催者は、雑踏対策として十分な準備及び必要な対策を講じること。

[交通対策]

◆提言 4

警察署等の各関係機関と事前に協議を行い、交通混雑を抑制するために必要な許可を受けるほか、各関係機関の指導を踏まえて、主催者は、交通対策として必要な対策を講じること。

[救護対策]

◆提言 5

万全の対策を準備することは最低条件として、各関係機関と事前に協議を行い、それでも万が一事故等が発生した場合を想定して、主催者は、必要な対策を実施できる体制を整備すること。

[火災対策]

◆提言 6

消防署等の各関係機関に必要な届出を行うほか、事前に協議を行い、指導を踏まえて、主催者は、各関係機関の協力を得ながら、火災対策として必要な対策を講じること。

[自然災害等の対策]

◆提言 7

各関係機関と事前に協議を行い、指導を踏まえて、主催者は、降雨や増水、強風時などの対応を予め決めておき、誰が、どのように対応を判断するかを明確にすること。そして、その他突発的な災害が発生することも想定して対策を講じること。

[責任体制の確保]

◆提言 8 - 1

花火大会の実施にあたっては、提言の（１）から（７）を確実に履行するためには、公共的な団体が何らかの形で参画する実行委員会が主催すること。

◆提言 8 - 2

福知山市は花火大会の運営に一定関与し、協力すること。

6 提言内容

(1) 適正な規模の設定

事故発生当時と同等規模の花火大会を直ちに開催することは、以下に述べる検討項目ごとの対策等を講じる経験を備えた主催団体が存在しないこと、全国的な花火大会の傾向として、規模がコンパクト化していること、また周辺住民の理解が直ぐには得られにくいことなどから、以下の提言を行う。

提言 1-1：打ち揚げ発数等の規模は小さく始めて、その都度必ず検証すること。

提言 1-2：検証の結果、安心安全に開催できた場合のみ規模を拡大すること。

市は主催者に対して、適正な規模の設定として主に以下のような計画を立てることを求めること。

- ① 検証機関を立ち上げること
- ② 打ち揚げ発数等の規模は小さく始めて、その都度必ず検証すること
- ③ 打ち揚げ時間も極力短い時間から始めて、その都度必ず検証すること
- ④ 検証の結果、安心安全に開催できた場合のみ規模を拡大すること
- ⑤ 検証結果については、市民等に対して広く周知し、透明性を確保すること

この他、「考える会」に参加いただいた各関係機関から、主催者に求めることを項目ごとに記載することとする。

【各関係機関が主催者に求めること】

[京都府中丹広域振興局]

- 煙火（花火）の消費に関しては、火薬類取締法第 26 条、火薬類取締法施行規則第 51 条及び第 56 条の 4 の規定並びに公益社団法人日本煙火協会の煙火の消費保安基準を遵守すること。
- 煙火（花火）を消費する場合、主催者は、打揚業者を交えて、事前に所轄の警察署、消防機関、その他関係者と十分に協議して、万全の対策を講じること。
- 煙火（花火）を消費する場合は、火薬類取締法第 25 条第 1 項の規定により、京都府知事（京都府中丹広域振興局長）の許可を受けなければならない。また、許可申請書は、煙火消費日の概ね 50 日前までに提出が必要である。
- 煙火（花火）の消費数量が少量（75 個以下（ただし 4 号玉以下、かつ 4 号 \leq 10 個、かつ 2.5 \sim 4 号 \leq 25 個）の場合は、許可は不要となるが、煙火消費日の 2 週間前までに、京都府中丹広域振興局、警察署、消防署に消費届の提出が必要である。

[福知山警察署]

- 市民、市内関係機関・団体等の合意形成を図り、実施場所の地理的環境、花火大会を取り巻く情勢、公益性の程度等に見合った規模を十分に検討の上、警察署と協議を行うこと
- 保安基準や許可条件に従い、適切な会場を確保すること

(2) 露店対策

平成 25 年ドッコイセ福知山花火大会は、露天商の事故により甚大な被害が発生したため、花火大会の安全を確保するうえで露店対策は最重要項目であると考えます。

これを裏付けるように、市民アンケートの問 2「花火大会の開催について、どのようにお考えですか。」に対して、必要な対策が講じられたうえで開催されるのであれば賛成と回答したうち、「露店対策」が最も多い 461 の回答があり、市民の関心も非常に高いことが判明している。

また、被害者等のアンケートにおいても、花火大会の開催については、「雑踏や露店等の対策を講じたうえで、安心安全な花火大会が開催されるのであれば構わない」の回答数が 10.0 であり、露店対策への関心の高さがわかった。

これらアンケート結果から、安心安全な花火大会を開催するためには、安全安心を確保する全ての対策が重要であることは言うまでもないが、その中でも、「露店対策」は最も重要なものであると考えられる。そのため、以下の提言を行う。

提言 2-1：当面の間は、露店を出店させるべきではない。

提言 2-2：地域経済の活性化のために、将来的に露店を出店させる場合でも、由良川河川敷には、出店させるべきではない。

由良川河川敷以外で露店を出店させる場合は、主催者は、露店対策として必要な対策を講じること。

小規模な花火の打ち揚げやシークレットによる花火の打ち揚げを除き、事故後の 10 年間において、花火大会が開催されていないことなどから、安心安全な花火大会の開催、事故被害者への配慮等を踏まえると、当面、露店を出店させるべきではないと考える。

しかし、市民アンケートでは、花火大会の開催に賛成する理由として、「地域経済への活性化」の回答数が 487 あり、全体の割合では 48.2%であったことなどを鑑みると、完全に露店を出店を排除することもできないのではないかと考え、将来的に由良川河川敷以外で露店を出店させる場合は、安全性を確認したうえで、次のような条件であれば、露店を出店を認めることも考慮されるべきである。

市は主催者に対して、露店を出店させる場合、露店対策として主に以下のような対

策を講じることを求めること。

- ① 露店を出店させる場合は、由良川河川敷以外とし、十分なスペースが確保できる場所に限定すること
(例) 御霊公園、広小路商店街
- ② 露店を出店させる場合は、地域活性化の面から市内事業者に限定すること
- ③ 露店を出店させる場合は、雑踏対策等の面から露店の営業時間と花火打ち揚げの時間を分離させること
(例) 露店の営業終了後に花火の打ち揚げを実施する
- ④ 無届けでの出店がないよう対策を講じること

【露店対策に関して各関係機関が主催者に求めること】

[国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所]

- 河川区域内の土地を占用する場合は、河川法第 24 条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない
- 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、または除去しようとする場合は、河川法第 26 条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。
- 営利目的での占用申請は認めない。
- 露店を出店する場合は、主催者からの花火大会一連の申請に含めるものとし、個別に露店からの申請は受け付けない。

[道路管理者]

(京都府中丹西土木事務所)

- 道路区域内の土地を占用する場合は、道路法第 32 条に基づき、道路管理者の許可を受けなければならない。
 - ・ 道路管理上及び道路交通上支障となるので原則として認めない。
 - ・ 道路の敷地外に、当該箇所を代わる適当な場所がなく、やむを得ない場合で、かつ、臨時的なものに限り占用を認めることができる。

(福知山市建設交通部道路河川課)

由良川堤防線ほか会場に隣接する市道に関して、

- 市道の道路区域内において道路法第 32 条各号に掲げる工作物等を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路の敷地外に余地がなくやむを得ない場合に限る。
- 営利目的での占用申請は認めない。
- 露店を出店する場合は、主催者からの花火大会一連の申請に含めるものとし、個別に露店からの申請は受け付けない。

[福知山警察署]

- 道路以外の場所において出店するよう案内する。
- ただし、他に手段がなく道路以外の場所に出店することができないなどの事情がある場合においては、露店の出店は道路交通の妨害となることから、社会の慣習上やむを得ないものであるときに限り、主催者による露店出店の管理、取りまとめをした上で、周辺道路の通行を遮断する措置等により、交通の安全と円滑を確保する必要があるため、事前に協議を行うこと。

[福知山消防署]

- 花火大会を管理する主催者は、露店を開設する行為に対し、福知山市火災予防条例第45条第1項第6号に基づき、「露店等の開設届出書」を提出すること。
- 花火大会において、対象火気器具（液体燃料、固体燃料、気体燃料、電気を熱源とする器具）を使用する露店は、福知山市火災予防条例第18条第1項第9号の2に基づき、消火器を設置すること。
- 露店の出店が100店舗を超える場合は、指定催しに該当するため、福知山市火災予防条例第42条の3に基づき、「実施計画書」を提出するとともに、火災予防上必要な事項について、消防署の指導に従うこと。
- 露店の出店が100店舗未満の場合でも、露店の安全対策として福知山市屋外イベント等安全管理指針に基づき、安全対策を講じること。

(3) 雑踏対策

過去、国内外で雑踏事故が発生しており、近年においても、海外からの訪日外国人観光客も含めて不特定多数の観客が訪れるイベントにおける雑踏対策は大きな問題となっている。また、10年の間、大規模花火大会開催が開催されていないため、警備上のノウハウなどの継承の断絶があるなど、ゼロからのスタートとなることも非常に気がかりである。

花火大会を開催する場合、規模の大小を問わず、不特定多数が会場周辺を訪れることは容易に想像できることから、雑踏対策は露店対策同様、安心安全に開催するうえで、非常に重要な項目である。そのため、以下の提言を行う。

提言3：事前に危険個所の点検を行い、重点的に安全対策を講じるほか、各関係機関の指導や協力を得て、主催者は、雑踏対策として十分な準備及び必要な対策を講じること。

市は主催者に対して、雑踏対策として主に以下のような対策を講じることを求めること

- ① 事前に危険個所の点検を行い、重点的に安全対策を講じること

- ② 観覧者で、混雑が予想されるところでは一方通行にして、打ち揚げ後に時間差で帰るように規制すること
- ③ 混雑時には、子ども、高齢者等の行動を優先させること
- ④ 由良川河川敷に観覧エリアを設ける場合は、指定席にするなど、人数制限をすることとし、進入経路など観覧エリア内の安全確保を徹底すること
- ⑤ 由良川河川敷に観覧エリアを設ける場合は、進入経路など観覧エリア内の安全確保を徹底すること
- ⑥ 近隣自治会や関係者、関係団体へ説明し、賛同を得ること
- ⑦ その他の雑踏対策
 - (例) 警備スタッフに対して、警備方法等の講習会を開催する
 - (例) ごみ箱やトイレ等を必要数準備する
 - (例) ライブカメラ等でリアルタイムに配信し、現地への来訪を抑制する
 - (例) 携帯通信会社の協力のもと、リアルタイムでの人の混雑状況を把握する
 - (例) 市内各施設（ホテル、飲食店等）の屋上の開放を事業者に依頼するほか、観覧スポットを案内するなど、現地への来訪を抑制する
 - (例) 有料観覧席を設けるなど、観覧エリアを限定的にする

【雑踏対策に対して各関係機関が主催者に求めること】

[国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所]

【雑踏対策のための工作物（指定席や置看板等）を設置する場合】

- 河川区域内の土地を占用する場合は、河川法第 24 条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。
- 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、または除去しようとする場合は、河川法第 26 条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。

[京都府中丹西土木事務所]

- 府道を占用する場合は、道路法第 3 2 条に基づき、道路管理者の許可を受けなければならない。（※実施団体が、公共団体等以外の場合）
 - ・実施団体が公共団体又は公共団体を構成員とする団体等である場合は、以下の「道路一時使用届」の提出となる。
- 府道を一時使用する場合は、道路一時使用届を提出しなければならない。
 - ※道路交通法第 77 条による「道路使用許可の写し」を添付のこと
 - ・届出者が、公共団体又は公共団体を構成員とする団体等で管理責任の所在及びその能力が明確である団体である場合。

[福知山警察署]

- 由良川河川敷や音無瀬橋付近等の交通量のある道路の近くにおいて、花火大会を開催する場合、道路使用許可が必要である。その場合には、道路使用許可等の点から公益性が求められるため、形式的な後援ではなく、行政の実質的な後援が必要である。
- その他、雑踏警備対策についての法的な条件や許可手続きの定めはないが、主催者の計画に応じて個別具体的な指導を行う。警備計画を策定するにあたっては、事前に協議を行い、安全確保に向けた警備体制の構築について指導に従うこと。

(4) 交通対策

由良川河川敷や音無瀬橋付近等の交通量のある道路の近くにおいて、花火大会を開催する場合、道路使用許可を福知山警察署から受けることが必要である。また、道路使用許可のほかに、広範囲の交通規制、駐車対策、交通誘導計画等が必要である。そのため、以下の提言を行う。

提言 4：警察署等の各関係機関と事前に協議を行い、交通混雑を抑制するために必要な許可を受けるほか、各関係機関の指導を踏まえて、主催者は、交通対策として必要な対策を講じること。

市は主催者に対して、交通対策として主に以下のような対策を講じることを求めること

- ① マイカーでの来場を抑制すること
- ② 花火大会の規模に応じて会場周辺の駐車場を確保すること
- ③ 渋滞対策のため市街中心部以外に駐車場を確保すること
- ④ 歩行者や高齢者、子どもの安全を確保すること
- ⑤ その他の交通対策
(例) 観覧スポットを周知し、渋滞対策を講じる

【交通対策について各関係機関が主催者に求めること】

[福知山警察署]

- 由良川河川敷や音無瀬橋付近等の交通量のある道路の近くにおいて、花火大会を開催する場合、道路交通法第 77 条第 1 項第 4 号に基づき、当該場所を管轄する警察署長の許可を受ける必要がある。
- 許可申請がなされた場合、道路交通法第 77 条第 2 項第 3 号において、
 - ・現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないもの

であると認められるとき。に該当するときには許可をすることとされている。そのためには、市の実質的な後援が必要である。

- 関係機関や団体等と協調して、交通の安全と円滑を確保することに必要な自主警備員や資器材の適切な配置と運用、相応の駐車場の確保等を講じること。
- 具体的な手続き及び対策については、道路使用許可のほかに、広範囲の交通規制、駐車対策、交通誘導計画等が必要であるほか、事前の広報活動が不可欠であるため、事前に協議を行うこと。

(5) 救護対策

事故発生 of 危険性の事前確認を行い、想定される事故に対して計画を立てるほか、緊急車両の進入路の確保等について、関係機関との事前に協議を行い、万一に備えることが必要である。そのため、以下の提言を行う。

提言5：万全の対策を準備することは最低条件として、各関係機関と事前に協議を行い、それでも万が一事故等が発生した場合を想定して、主催者は、必要な対策を実施できる体制を整備すること。

市は主催者に対して、救護対策として主に以下のような対策を講じることが求められること

- ① 消防警備計画のほか、救護ブースに看護師等を配置するなど、万が一の事故等に備えること
- ② 関係者、関係団体へ説明し、調整を行うこと
- ③ 緊急車両用の進入路を確保しておくこと
- ④ 歩行者の安全を確保すること
- ⑤ その他の救護対策
 - (例) 夏季に開催する場合は、熱中症や脱水症状等への対策
 - (例) 大規模な事故が発生した場合を想定して、京都府などの関係機関とも連絡を緊密に保つこと

【救護対策に対して各関係機関が主催者に求めること】

[京都府中丹西土木事務所]

《府管理道路区域内に救護テントを設置する場合》

- 府道を占有する場合は、道路法第32条に基づき、道路管理者の許可を受けなければならない。(※実施団体が公共団体等以外の場合)

・実施団体が公共団体又は公共団体を構成員とする団体等である場合は、以下②の「道路一時使用届」の提出となる。

□府道を一時使用する場合は、道路一時使用届を提出しなければならない。

※道路交通法第 77 条による「道路使用許可の写し」を添付のこと

・届出者が、公共団体又は公共団体を構成員とする団体等で管理責任の所在及びその能力が明確である団体である場合。

[福知山消防署]

□災害発生時に適正かつ円滑な災害現場活動を行うための消防警備計画を樹立するため、主催者は消防署と事前協議を行うこと。

(6) 火災対策

全国の花火大会の開催状況を見ると、花火の火が原因で河川敷の下草が燃える火災事故や、花火の不発玉が落下し建物が全焼するなどの事故が発生していることから、雑踏対策や露店対策等のほか、火災対策も実施することが必要である。そのため、以下の提言を行う。

提言 6：消防署等の各関係機関に必要な届出を行うほか、事前に協議を行い、指導を踏まえて、主催者は、各関係機関の協力を得ながら、火災対策として必要な対策を講じること。

【火災対策について各関係機関が主催者に求めること】

[福知山消防署]

□煙火消費に関し、福知山市火災予防条例第 45 条第 1 項第 2 号に基づき、「煙火打上げ・仕掛け届出書」を提出すること。

□打上場所の出火防止対策として、煙火玉による保安距離に対し、2 分の 1 以上の範囲の散水及び 3 分の 1 以上の範囲の草刈りを実施すること。

[福知山市]

□緊急車両の通行や来場者の避難の妨げにならないよう、動線の確保を行うこと。

(7) 自然災害等の対策

由良川（音無瀬橋）河畔において、夏季に花火大会を開催する場合、出水期にあたるため、降雨や増水、強風等が見込まれる場合の中止や延期の判断基準を事前に決

めておく必要がある。また、洪水以外の災害が発生することも想定して対策を取る必要がある。そのため、以下の提言を行う。

提言 7：各関係機関と事前に協議を行い、指導を踏まえて、主催者は、降雨や増水、強風時などの対応を予め決めておき、誰が、どのように対応を判断するかを明確にすること。そして、その他突発的な災害が発生することも想定して対策を講じること。

【自然災害等の対策について各関係機関が主催者に求めること】

[国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所]

□降雨や増水により河川敷において工作物が流出する恐れのある場合、強風の場合、福知山水位観測所の水位が水防団待機水位を超える見込みになった場合は中止とし、設置されている工作物は速やかに撤去すること。

(8) 責任体制の確保

各対策を講じるためには公益性及び信頼性が必要となることから、福知山市は、由良川（音無瀬橋）河川敷における夏季に開催される花火大会に一定の関与をするべきである。

また、福知山市は、平成 27 年に被害者家族会に対して、「花火大会が再開される場合は、被害者の方々の救済状況を見ながら、安全が確保できることを前提に、被害者及びその家族を含む多方面の方からの御意見を聴くよう、実施主体に進言していきたい」と回答していることから、一定の関与を求めることが要請される。そのため、以下の提言を行う。

提言 8-1：花火大会の実施にあたっては、提言の（1）から（7）を確実に履行するためには、公共的な団体が何らかの形で参画する実行委員会が主催すること。

提言 8-2：福知山市は花火大会の運営に一定関与し、協力すること。

【主催者に求めること】

- ① 実行委員会は、公共的な団体が参画する組織であること（将来的には市も実行委員会委員会に参画することが望ましい）
- ② 実行委員会は、定款や規約、名簿等、団体に関する体制が明確であり、事故やトラブルがあった際に責任が取れる組織であること

- ③ 主催者の中に過去に由良川河川敷での花火の打ち揚げの経験者がいること
- ④ 実施計画の中に、具体的な責任内容、判断決定過程を明確化すること（〇〇の場合は、□□が責任を持つ、マニュアルの整備など）
- ⑤ 緊急事態に備えて、平素から各関係機関と連携を緊密にするとともに、関係機関の緊急連絡網を構築すること
- ⑥ 近隣の類似規模の花火大会の中で最大の補償内容と同等の保険に加入し、迅速に対応してくれる保険会社を選定すること（例えば、補償内容として、対人1名1億円以上の保険加入が望ましいなど）

【福知山市に求めること】

- ① 将来的には実行委員会に参画することが望ましい。当面、小規模な花火大会として開催される場合においても、市は単なる後援だけでなく、花火大会の運営に何らかの形で一定関与し、協力すること
 - （例）花火大会への「後援^{*}」
 - （例）花火大会の運営への協力
- ② 主催者の花火大会実施計画書等の作成にあたり、事前に助言・指導を行うこと
- ③ 主催者の会議に関係機関として出席し、助言・指導を行うこと
- ④ 関係機関との事故防止対策等にかかる事前協議に出席すること
- ⑤ 万が一、事故が起こったときは、主催者と連携して被害者に寄り添った対応を行うこと
 - （例）相談窓口の設置や主催者に対する助言・指導
 - （例）被害者に対する説明責任を果たすよう主催者に求める
- ⑥ 市民に対して、花火大会の周知や事故防止対策順守の呼びかけを行うこと
- ⑦ 花火大会当日、事故防止対策が履行されているか現場を確認し必要な対応を行うこと
- ⑧ 花火大会終了後、花火大会の運営や事故防止対策等の検証を行う会議を設置すること
- ⑨ 検証を行う会議に出席し、検証結果を市民に対して周知すること

【責任体制の確保に対して各関係機関が主催者に求めること】

[福知山市]

- 主催団体の定款や規約、名簿等が明確であり、花火大会前後の長期にわたり効力を有していること
- 花火大会が当該団体の営利を目的とした催しでないこと

- 契約や経理、内部の意思決定等に関する書類が適切に作成、整理、保存され、外部の監査・指導を受ける体制があること
 - 安全を最優先に計画し、実施するとともに、事故発生の場合には、必要な対応を履行できること
-

◆用語解説

※ 福知山市後援名義等使用承認事務取扱基準において、後援は「事業を主催する団体等に対し、経費等の負担の有無を問わず、市が当該事業の趣旨に賛同するものをいう。」と定義されている。

[国松副会長の意見]

- 万全の対策を取った上でも、万が一事故が起きた際の被害者救済を考えるべき。そのために、福知山市は実施主体や責任主体として関わるべきである。
- 万一事故が起こった場合、実施主体に明らかに責任がないと言える場合以外は、責任の確定にかかわらず、福知山市が金銭補償その他の被害者救済を行うべきである。
- 福知山市は、被害者に対する金銭補償等のため、保険をかけるほか、被害者救済のための資金を予算化しておくべきである。